

※再生利用の場合（様式第4号附表の1）

(1) 「広域再生利用指定制度」の対象となる産業廃棄物を処分する場合

指定番号		指定を受けた県外 産業廃棄物の種類		数量(ト)	
				①	

(2) 「再生利用認定制度」の対象となる産業廃棄物を再生利用する場合

認定番号		認定を受けた県外 産業廃棄物の種類		数量(ト)	
				②	

(3) 産業廃棄物処分業者が、次の算式により算定して得た数値(「再生利用率」)が0.9以上となる産業廃棄物の処分を行う場合

秋田県内に 搬入した 産業廃棄物 (A)	産業廃棄物の種類					
	処分業者名称					
	排出事業所名称					
	数量(ト) ③					
	③のうち減量化した 数量(ト) ④					
(A)のうち、 製品の部品若しく は原材料として 利用するもの	数量(ト) ⑤					
(A)のうち、 製品の部品若しく は原材料として 利用する者に有償 若しくは無償で 譲渡するもの	数量(ト) ⑥					
	譲渡先の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及び 代表者の氏名)					
(A)のうち、 産業廃棄物を 処分した後の 産業廃棄物 (B)	産業廃棄物の種類					
	数量(ト) ⑦					
	(B)の処分方法					
	上記処分の委託先の住所及 び氏名(法人にあつては、 主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)					
再 生 利 用 率 ((⑤+⑥) ÷ ((⑤+⑥) +⑦))						

備考1 本表の記載にあつては、県外排出事業者が、搬入先の産業廃棄物処分業者から聴き取り調査のうえ記載すること。

2 様式第4号で「再生利用」欄に記載がある場合には、表の該当事項を記載すること。

3 様式第4号の「再生利用」欄に記載する搬入量は、県外から搬入した時点での数量(表の①、②又は③欄の数量)を記載すること。

4 上記の(3)にあつては、次の算式で確認すること。

$$\text{③} = \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦}$$

5 再生利用率の算定にあつては、小数点以下第2位を切り捨てること。